

※この申請書は、以下の場合にのみご使用ください。

- ①必要な戸籍に関する証明書の対象者本人、本人の配偶者、直系血族が申請される場合
②上記①の方から頼まれた方が申請される場合⇒別途、委任状が必要です。

(宛 先)
名古屋市 区長

申請日 令和 年 月 日

戸籍に関する証明書交付申請書（本人等請求用）

●請求内容

1 本 籍 名古屋市 区 番地

2 筆頭者氏名※ ふりがな ※戸籍のはじめに書かれている人の氏名

3 必要な方の氏名 ふりがな 生年月日 令和 年 月 日

4 証明書（市内本籍のみ）の種類と必要通数（必要な証明の□に✓と必要通数をご記入ください。）

① □戸籍全部事項証明書（戸籍謄本）	通 (1通 450円)	⑦ □戸籍の附票の写し（全部※同籍者全員） 原則、以下の事項は省略します。必要な場合は✓してください。 □本籍・筆頭者 □在外選挙人名簿に登録された旨等	通 (1通 300円)
② □戸籍個人事項証明書（戸籍抄本）	通 (1通 450円)	⑧ □戸籍の附票の写し（一部） 原則、以下の事項は省略します。必要な場合は✓してください。 □本籍・筆頭者 □在外選挙人名簿に登録された旨等	通 (1通 300円)
③ □除籍全部事項証明書／除籍謄本	通 (1通 750円)	⑨ □身元証明書 ※配偶者、直系血族及び同居の親族以外の方が請求される場合は、委任状が必要です。	通 (1通 300円)
④ □除籍個人事項証明書／除籍抄本	通 (1通 750円)		
⑤ □改製原戸籍謄本（昭和・平成）	通 (1通 750円)	⑩ □独身証明書 ※本人または直系血族の方のみ請求が可能です。なお、直系血族の方が請求される場合は、委任状が必要です。	通 (1通 300円)
⑥ □改製原戸籍抄本（昭和・平成）	通 (1通 750円)		

▼被相続人等の出生から死亡までの連続した戸籍が必要な方は下記にその期間及び通数を具体的にご記入ください。

- （氏名） について、 出生 から 死亡 までの連続した戸籍 各 通
□（氏名） について、 から までの連続した戸籍 各 通

▼⑦又は⑧は住所の履歴の証明です。⑦又は⑧の証明が必要な方は下記に証明が必要な住所を具体的にご記入ください。

- から 現在の住所（住民登録地） が記載された証明
□ から が記載された証明

※戸籍の改製の時期に応じて、戸籍の附票の写しを複数取得いただく場合がございます。

5 その他

●申請者

住 所

氏 名 ⑦⑧ ⑦⑧戸籍の附票の写しを請求する場合、署名又は押印が必要です 生年月日 令和 年 月 日

電話番号 ※平日昼間に連絡の取れる電話番号を必ず記載してください

※海外から申請の場合はメールアドレスを記載してください

証明される方からみた関係

※外国籍の方が、直系血族として証明書を申請される場合、直系血族であることが確認できる書類の提出を求める場合があります。

□本人・配偶者 □直系血族（続柄）

□代理人 ※委任状等代理権限の確認ができるものが必要です

※最近2週間以内に戸籍の届出をされた方はご記入ください。

(届出日) 月 日 (届出種類) 出生／死亡／婚姻／転籍／その他 ()

(注意事項)

- 申請者の方の本人確認資料(※)が必要です。※マイナンバーカード、運転免許証等の写し等（現住所が証明できるもの）です。
- 手数料は定額小為替又は普通為替でお釣りの出ないようにしてください。また、為替には何も記入しないでください。
- 返信先は原則として住民登録のある住所になります。
- 返信先の住所・氏名を記入し切手を貼り付けた封筒を同封してください。(返信料（切手）は重さによって異なります。)
- 申請書到着から1週間～10日程度のお時間をいただきます。お急ぎの方は速達料金分の切手を同封してください。
- 戸籍の附票の写しの申請で「住民票コード」の記載が必要な方はお申し出ください。
- 基本的人権又はプライバシーの侵害につながる恐れのある場合には、交付できません。
- 偽り、その他不正の手段により交付を受けたときは、30万円以下の罰金に処せられます。